

串間市障害者住宅改造助成事業実施要綱

(目的)

第1条 串間市障害者住宅改造助成事業（以下「事業」という。）は、在宅の障害者（児）のいる世帯に対し、その住宅を当該障害者（児）の居住に適するよう改造するために要する費用を助成することにより、障害者（児）の自立した生活の維持・促進及び介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は串間市とする。

(助成の対象者)

第3条 市が行う助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する世帯とする。

(1) 世帯員が串間市内に住所を有すること。

(2) 次のいずれかに該当する者（児）（以下「対象障害者」という。）がいること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号により次のいずれかに該当するもの。

① 下肢・体幹・視覚障害者で1～3級の者

② 上肢機能障害者で1～2級の者

③ 脳病変による運動機能障害者で1～3級の者

④ 内部障害者で1～3級の者

イ 宮崎県療育手帳制度実施要綱の規定により、療育手帳Aの交付を受けている者

(3) 生計の中心となる者の前年の所得税課税年額が70,000円以下であること。

(助成の対象となる経費)

第4条 助成の対象となる経費は、対象障害者の日常生活の負担を軽減するため、既存の居室、浴室、洗面所、台所、便所、玄関、階段、廊下又はその他特に必要と認める住宅の設備・構造等を、その障害者に適応するよう改造するために要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

2 新築、改築及び増築は助成の対象としないものとする。

(事業の適用)

第5条 前条に規定する改造に対する助成は、原則として当該住宅または世帯につき1回とする。

2 この事業の運用については、高齢者住宅改造助成事業との併用は認めない。

(助成額)

第6条 助成額は400,000円以内とし、予算の範囲内において、対象経費に別表に定める助成割合を乗じた額を対象者に対して助成するものとする。

2 65歳以上の介護被保険者については、介護保険制度での住宅改修給付を優先し、その残額を助成するものとする。

(申請手続等)

第7条 助成金の交付は、対象障害者又は当該障害者と同居する者（以下「申請者」とい

う。)の申請により行う。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、住宅改造判定チーム（以下「判定チーム」という。）に意見を求め、その意見を基に助成の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により市長から意見求められた判定チームは、対象障害者の身体の状況及び家屋の状況等を調査した上で、意見書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

（施工）

第8条 申請者による住宅改造工事の開始時期は、市長の決定通知がなされた後とする。

2 申請者は、助成決定通知を受けた後において、住宅改造の竣工内容を変更（軽微な変更を除く）又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項に基づく変更の申込があったときは、必要に応じて判定チームに意見を求めるものとする。

4 申請者は、住宅改造工事が完了したときは、速やかに市長に報告するものとする。

（助成額の確定）

第9条 市長は、前条に基づく報告の申出があったときは、内容を審査の上、助成額を確定し、申請者に交付するものとする。

（助成決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為等によりこの事業の助成決定を受けたとき。

(2) 助成金をこの事業の目的以外のことに流用したとき。

(3) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、取消に係る部分に関し、既に申請者が助成を受けているときは、市長の命じるところにより助成金を返還させることができるものとする。

（事業実施に当たっての留意事項）

第11条 事業の実施に際しては、建築関係課と密接な連携をとるものとする。

2 市長は、事業の実施に際しては、対象世帯のプライバシー保護に万全を期すものとする。

3 市長は、住宅改造と併せて関係機関と連携した上で、在宅福祉事業をはじめ他の在宅福祉サービスとの雇用調整に努めるとともに、介護方法の指導等の実施により対象世帯を継続的に支援するよう努めるものとする。

4 市長は、助成金の支給等の状況を明確にするため、障害者住宅改造助成台帳（別記様式第2号）を整備するものとする。

5 市長は、この事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、障害者の住宅改造助成に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表

串間市による助成割合

対象者の階層区分	助成割合
生活保護法による被保護世帯	10分の10
生計中心者の前年所得税が非課税である世帯	10分の9
世帯の前年所得税課税年額が70,000円以下である世帯。	10分の6

*ここでの世帯とは、以下のいずれかの場合をいう。

- ①住民基本台帳上の同一世帯の場合。
- ②同一番地に居住する場合。
- ③同一敷地内に居住する場合。
- ④同一屋敷内に居住する場合。